

• 第 1 編

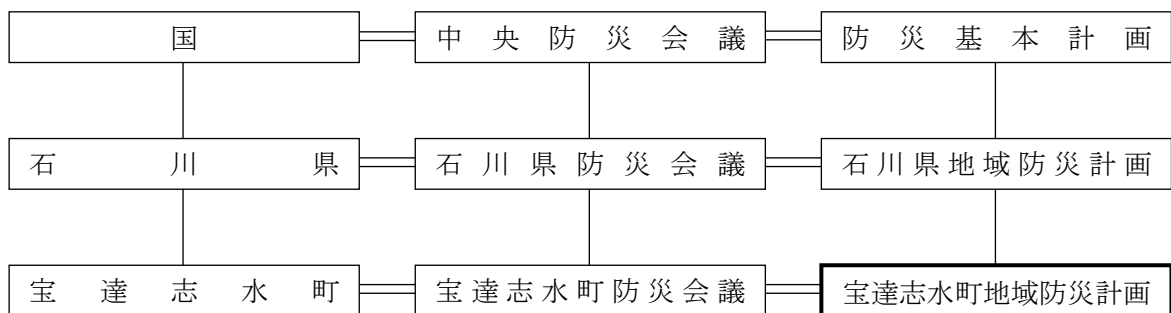
總 則

第1節 計画の目的及び構成

1 計画の目的

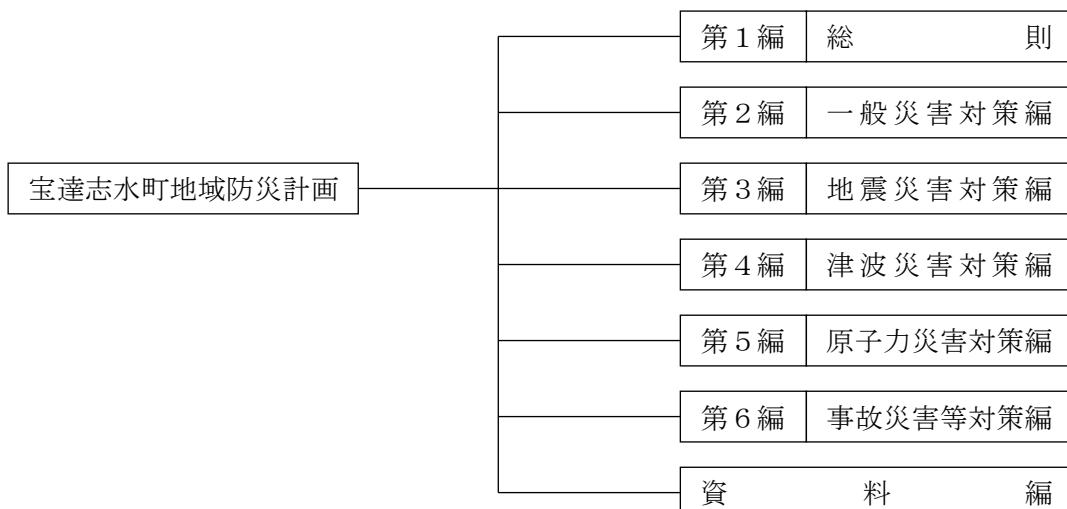
この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、宝達志水町防災会議が作成する計画であって、町、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、町の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、町土の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

【国、県及び宝達志水町の防災会議並びに防災計画の体系】



2 計画の構成

本計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、第1編の総則に続いて、第2編を一般災害対策編、第3編を地震災害対策編、第4編を津波災害対策編、第5編を原子力災害対策編、第6編を事故災害等対策編とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興等の各段階における諸施策を示した。また、末尾に資料編として、本計画に必要な関係資料等を掲げた。



3 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、町の情勢を勘案して
〔宝達志水防2〕

毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに計画を修正する。

4 計画の周知

本計画の内容は、町職員、住民、防災関係機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、住民にも広く周知徹底させる。

5 計画の運用・習熟

町は防災関係機関と連携し、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておく。

第2節 防災の基本理念

石川県のほぼ中央に位置し、西方は日本海に面し、東方には広大な山間部をかかえる本町は、梅雨前線及び台風の接近による暴風、集中豪雨による水害、土砂災害などの自然災害に見舞われる可能性が大きい。また、地震による津波及び液状化被害の危険性もあり、このような災害に対処するため、今後なお一層の防災対策の充実強化を図っていく必要がある。

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、それぞれ全機能を有効に発揮し、県、防災関係機関及び住民と相互に協力して、さまざまな対策を組み合わせた総合的な防災対策を講じ、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

1 風水害

本町における風水害は、集中豪雨による浸水被害が中心で、台風や豪雨時には十分な災害対策の推進が必要である。

過去においても、幾多の風水害が発生しているが、河川整備等の推進により、現在のところ被害は減少している。

これらの教訓からまず災害の未然防止対策の徹底に努めるとともに、今後の開発計画等の検討に当たり、予防治山や河川工事、海岸保全の促進などについて関係機関、関係団体との協議を深め、住民の民生安定と生命、財産を保護するという認識に立って総合的な施策を推進する必要がある。

また、災害時には、防災行政無線の活用をはじめ通信手段の整備を図り、町（災害対策本部）からの住民に対する警戒避難体制を強化して被害を最小限にとどめるように努めなければならない。

2 雪害

自動車保有台数の増加に伴い日常生活においてその依存度が高まり、一旦、豪雪となり交通がストップすると住民生活や社会経済活動において大きな混乱を招くことが予想される。

このため町は、異常降雪による災害が発生または発生するおそれがあるときは、迅速的確な除雪体制を確保し、降雪により予想される交通の混乱、消防活動への支障、孤立地域の発生等に対し、迅速に応急活動を行うとともに、降雪期には平常時においても除雪体制の強化をはじめとする雪害対策を推進する必要がある。

3 火災

火災については、住民の生活様式の多様化に伴い、その発生要因も多種多様になってきている。また、建築物についても耐火構造物が増加してはいるものの、住宅密集地は大部分が木造家屋のため、大火によって大きな損害を受けることも予想される。火災を未然に防止するため、住民の火災予防思想のさらなる高揚に努めるとともに、自主防災組織や民間企業の自衛消防組織の確立を図る必要がある。

なお、消防力の充実強化については、消防施設及び装備の充実に努めるとともに、団員の研修及び訓練の強化についても積極的に推進する。

4 震 災

石川県は、有感地震の数が全国的にも少ない地域である。しかし、記憶に新しいところでは、平成19年（2007年）の能登半島地震（M6.9）が発生している。幸い本町に大きな被害はなかったものの、本町の付近には、活断層の存在も確認されている。地震の予知は難しく、不意に発生する自然災害に際しては、その地域の総力を挙げた緊急対応が必至である。このため平常時から災害に備えるべく公共施設をはじめ耐震診断等を実施し、結果によっては耐震補強を行うなど今後の地震防災体制の強化を図っていく必要がある。

5 要配慮者等への配慮・地理的条件への対応

すべての災害に対して、要配慮者である高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等、あるいは観光客への万全の安全対策を講ずる。また、消防機関をはじめとする防災関係機関、関係団体との連携を密にし、有事の際は即応できるよう体制づくりに努める。

6 住民及び事業所の基本的責務

住民及び事業所の事業者（管理者）は、それぞれ自助・共助の精神に基づいて自ら災害への備えの充実に努めることが大切である。

なお、災害対策の実施に当たっては、町は、県、指定公共機関及び指定地方公共機関と連携し、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。

併せて、町を中心に、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、県、町、防災関係機関、事業者及び住民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。

施策を実施するため、災害救助関係費用の支弁に要する財源はもとより、災害対策全般に要する経費の財源にあてるため、町は、災害対策基金等の積立、運用等に努める。

(1) 住民の基本的責務

「自らの身の安全は自ら守る」のが防災の基本であり、住民はこの観点に立ち、地域ぐるみの住民の自主防災組織を育成強化し、日ごろから自主的に災害等に備え、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする町・消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協力する必要がある。また、住民は、災害に際しての警戒・避難活動等においてお互い助け合い、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、相互に協力するとともに、町が実施する防災業務について、自発的に協力し、住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

(2) 事業所の基本的責務

事業所の事業者（管理者）は、町及びその他の行政機関が実施する防災業務について協力するとともに、事業の実施に当たっては、従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持、地域への貢献等の役割を果たすなど、その社会的責務を自覚し、災害を防止するため最大限の努力を払わなくてはならない。

**第3節 防災上重要な機関の処理すべき
事務又は業務の大綱**

本節は、宝達志水町並びに石川県及び町の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関等」という。）が、町域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務を示す。

1 町

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
宝 達 志 水 町	<ul style="list-style-type: none"> ・当該町域に係る災害予防及び災害応急対策の実施に関する こと。 ・町の管理に属する施設の災害復旧に関すること。 ・住民等に対する防災対策の指導に関すること。

2 消 防

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
羽 咋 郡 市 広 域 圏 事 務 組 合 消 防 本 部 (宝達志水消防署) 宝 達 志 水 町 消 防 団	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に対する予防、防ぎよと拡大防止対策 ・消防機材の整備充実と訓練の実施 ・災害時における人命救助対策 ・災害時における危険物の災害防止対策

3 石 川 県

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
石 川 県	<ul style="list-style-type: none"> ・県の地域に係る防災に関して、指定地方行政機関、指定公 共機関及び指定地方公共機関の処理するものを除く関係機 関の業務に対する援助及び総合調整に関すること。 ・災害時における災害応急対策の実施に関すること。 ・県の管理に属する施設の災害復旧に関すること。
石 川 県 警 察 本 部 署 羽 咋 警 察 署 (町内各駐在所)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における住民の生命、身体及び財産の保護 ・災害時における社会秩序の維持及び交通の確保と交通規制

4 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
北 陸 農 政 局 (農林水産省農産局) (災害用米穀)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における応急用食料の調達・供給に関すること。

近畿中国森林管理局 (石川森林管理署)	<ul style="list-style-type: none"> ・森林治水による災害予防に関すること。 ・保安林、保安施設等の整備及びその防災管理に関すること。 ・災害時における木材（国有林）の供給に関すること。
東京管区気象台 (金沢地方気象台)	<ul style="list-style-type: none"> ・気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。 ・気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 ・気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 ・地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 ・防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
第九管区海上保安本部 (金沢海上保安部)	<ul style="list-style-type: none"> ・海上における災害予防に関すること。 ・海上における災害応急対策に関すること。 ・避難者、物資の輸送等救援活動に関すること。
北陸地方整備局 (金沢河川国道事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ・一般国道指定区間における通行の確保、維持管理及び災害予防、災害復旧に関すること。

5 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第14普通科連隊 自衛隊石川地方協力本部 海上自衛隊舞鶴地方総監部 航空自衛隊第6航空団	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における人命又は財産保護のための予防活動及び救援活動に関すること。 ・災害時における応急復旧活動に関すること。

6 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便(株)北陸支社 (羽咋・押水・志雄・宝達郵便局)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における郵便業務の確保に関すること。 ・災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。
西日本旅客鉄道(株) (金沢支社)	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道施設の防災管理に関すること。 ・災害時における鉄道等による人員の輸送確保に関すること。
西日本電信電話(株) (北陸支店)	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること。 ・災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。
K D D I 株式会社 (北陸総支社)	
株式会社 N T T ドコモ (北陸支社)	
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 (北陸営業支店)	
ソフトバンク株式会社 (地域総務部(北陸))	
楽天モバイル(株) (金沢支社)	
日本赤十字社 (石川県支部)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時等における救護班による医療救護、助産活動、遺体の処理等に関すること。 ・義援金品の募集及び配分に関すること。 ・日赤奉仕団の編成及び派遣のあっせん並びに防災ボランティア活動の連絡調整に関すること。 ・輸血用血液の確保・供給に関すること。 ・救護所の開設に関すること。
日本放送協会 (金沢放送局)	<ul style="list-style-type: none"> ・気象等予警報の放送に関すること。 ・災害時における広報活動に関すること。
北陸電力(株) (石川支店)	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム施設等の整備及びその防災管理並びに災害復旧に関すること。 ・災害時における電力供給の確保に関すること。
北陸電力送配電(株) (石川支社)	

7 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
北 陸 放 送 (株)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象等予警報の放送に関する事。 ・ 災害時における広報活動に関する事。
石川テレビ放送(株)	
(株) テレビ金沢	
北陸朝日放送(株)	
(株) エフエム石川	

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
宝達志水町土地改良区 邑知瀉土地改良区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水門、水路、ため池等の施設管理及びその防災管理並びに災害復旧に関する事。
はくい農業協同組合 石川県漁業協同組合押水支所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関する事。 ・ 被災組合員に対する融資又はそのあっせんに関する事。 ・ 生産資材等の確保又はそのあっせんに関する事。 ・ 災害応急対策に要する車両、船舶等の調整に関する事。
宝達志水町商工会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における物価安定についての協力、徹底に関する事。 ・ 救助・救援物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関する事。
金沢ケーブル(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における広報周知体制の確保 ・ 町ケーブルテレビ幹線の応急対策及び災害復旧
一般社団法人羽咋郡市医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師会救護班の編成及び連絡調整に関する事。 ・ 災害時における医療救護活動に関する事。
病院等医療施設の管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における収容患者に対する医療の確保に関する事。 ・ 災害時における負傷者等の医療救護に関する事。
建設業者及び舗装業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における応急工事に関する事。
一般運輸事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における緊急輸送に関する事。
金融機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災事業者等に対する資金の融資に関する事。
危険物関係施設の管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における危険物の保安措置に関する事。
その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ それぞれの職務に関する防災管理、応急対策及び災害復旧

第4節 宝達志水町の地勢と災害要因、災害記録

本節では、町の位置、地形・地質・気候等の自然的特性及び人口・産業・交通等の社会的条件、豪雨・台風、震災等の災害履歴及び災害特性を示す。

1 町の位置・面積

宝達志水町は、石川県の中央部、能登半島の基部に位置し、南方はかほく市と津幡町、北方は羽咋市に隣接し、東方は富山県境に至り、西方は日本海に面している。また、本町より県庁所在地金沢市へは約35km、能登中心地七尾市まで約25kmの所に位置している。

面積は、111.51km²、東西約10.2km、南北約12.4kmにわたり、石川県全域面積（4,186.21km²）の約2.7%を占めている。

土地利用は、田が1,488.3ha（31.3%）、畑が387.5ha（8.2%）、宅地が422.9ha（8.9%）、山林が2,138.3ha（45.0%）となっている。

2 自然的要因

(1) 地形・地質

地形は、邑知瀉地溝帯に属する平坦地を中心にして、東部は宝達山丘陵地、中央部は子浦川、長者川、相見川、宝達川、前田川流域に広がる扇状地、西部は日本海沿いの砂丘地の地形を有しており、山と川と海に囲まれた自然豊かな地域である。水の資源となる山間部から集水する子浦川は、平坦地を貫流し、その上流には新宮ダム、子浦川防災ダムを保有している。特に地域の南東部に位置する宝達山は、標高637mと能登半島の最高峰である。

本地域における地質は第三紀層からなる山岳地帯が洪積台地となり、次第に緩傾斜をなして河成沖積層で形成する平坦地をつくり、海に面した台地は海成沖積層からなる砂丘地となっている。また、山間部は乾性土及び黒色土壌が点在している。

(2) 気候

本町の気候は、日本海に面しているため季節風により変化があるが、比較的温暖で令和3年の気象庁資料によると、月平均の最高気温は7月・8月で26.4℃、最低気温は1月で3.6℃で、降水量は冬の時期、梅雨の時期、秋雨前線が活動するときが多くなり、年間降水量は2,348mmで、日本海型気候に属している。（データ観測地点は羽咋）

また、最深積雪深は約45cmである。

3 社会的要因

(1) 人口

令和2年の国勢調査によると、町の総人口は、12,121人である。

令和2年までの推移をみると、減少傾向にあり、町から他地域へ人口の流出が進んでいることがうかがえる。

世帯数では、令和2年で4,428世帯であり、昭和60年（4,247世帯）以降増加傾向が続いていたが、平成17年度からは減少に転じている。また、世帯当たりの人員は2.73人（平成27年

は2.96人)と、人口減少と相まって減少傾向にある。

人口及び世帯の推移（単位：人、世帯）						
性別	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
人口	16,409	15,891	15,236	14,277	13,174	12,121
男	7,808	7,520	7,173	6,704	6,225	5,718
女	8,601	8,371	8,063	7,573	6,949	6,403
世帯	4,444	4,568	4,610	4,561	4,447	4,428

出典：総務省統計局「令和2年国勢調査結果」

また、令和2年の年齢構成は、15歳未満が8.9%、15～64歳が51.5%、65歳以上が39.6%であり、石川県や全国と比べて、15～64歳の生産年齢人口の割合が少なく65歳以上の高齢者の割合が高くなっており、急速に高齢化が進んでいるといえる。

これらの傾向は防災力の面からも大きな課題である。

(2) 産 業

本町の令和2年の就業者数は、6,073人であり、平成12年（8,053人）から大幅に減少している。

就業者の産業分類別の割合では、第1次産業が7.0%、第2次産業が34.9%、第3次産業が57.4%であり、石川県や全国に比べて、第1次産業と第2次産業の割合が高くなっている。

農業における粗生産額をみると近年減少傾向にある。工業における製造品出荷額等と付加価値額では横ばいから緩やかな増加傾向にある。また、観光客数については、令和3年では約30万人となっており、横ばい傾向である。町を訪れる観光客に対する防災対策の確立が求められている。

(3) 交 通

町の交通網として、公共交通ではJR七尾線が南北方向に走り、免田、宝達、敷浪の3駅が整備されている。

なお、県都金沢市にある金沢駅から各駅までの乗車時間は、免田駅37～43分、宝達駅40～45分、敷浪駅44～49分である。

道路基盤では、広域道路交通基盤として、日本海沿いに、のと里山海道が整備されているほか、国道159号、同249号、同471号が南北方向に整備されている。また、羽咋市境との国道415号や広域道路交通に交差する形で、東西方向に県道などが整備されている。国道をはじめ、県道・町道などは、地域に密着した生活道路として、また災害時には、避難路及び緊急輸送路として重要な役割をもつため、必要に応じた整備が求められている。

4 過去の主な災害記録

(1) 風水害・火災・雪害

発 生 年	災害種別	被 害 概 要
1868 (明治元)	火 災	今浜村の大火、全焼300軒
1888 (明治21)	水 害	宝達川氾濫河原地内で堤防決潰
	竜 巻	今浜海岸に大竜巻あがる
1889 (明治22)	火 災	末森村今浜の大火、約30戸焼失
1898 (明治31)	水 害	宝達川欠氾潰門前大損害
1913 (大正2)	火 災	志雄村の小学校全焼
1927 (昭和2)	雪 害	大雪、家屋倒壊あり
1928 (昭和3)	火 災	中荘村御館で山火事、10町歩焼失
1931 (昭和6)	台 風	風速30メートルの台風被害発生
1932 (昭和7)	火 災	中荘村中野の出火で家屋4軒焼失
1933 (昭和8)	水 害	7月末、大海川、宝達川大增水
1948 (昭和23)	豪 雨	豪雨のため各河川増水
1950 (昭和25)	台 風	ジェーン台風で押水で屋根を飛ばされる (風速44メートル) 各地で被害
1951 (昭和26)	火 災	末森村今浜の光西寺全焼、損害1,000万円
1952 (昭和27)	豪 雨	志雄地方が大豪雨に見舞われ甚大な被害
1953 (昭和28)	豪 雨	志雄地方が大豪雨に見舞われ甚大な被害
1954 (昭和29)	火 災	北大海村東野で住宅5軒・納屋6棟を全焼
1956 (昭和31)	火 災	中荘村上田で家屋3棟焼失
1958 (昭和33)	水 害	未明大坪川決潰
	火 災	志雄織物工場250坪焼失
1959 (昭和34)	竜 巻	北川尻竜巻被害あり
	台 風	伊勢湾台風により倒木等の被害多数
	火 災	平床で山火事あり、雑木林10ha焼失
1960 (昭和35)	火 災	石川県伝習農場寄宿舍1棟全焼
1961 (昭和36)	台 風	第2室戸台風が通過、家屋などに被害甚大
1962 (昭和37)	火 災	針山小学校教員住宅1棟全焼
1963 (昭和38)	雪 害	大豪雪により交通不能になり、被害甚大

1 第4節 宝達志水町の地勢と災害要因、災害記録

	火 災	原で住宅5棟、納屋2棟全焼
1972 (昭和47)	火 災	旧志雄小学校校舎が全焼
1973 (昭和48)	竜 巻	竜巻が発生し、今浜、竹生野地内で大被害
1974 (昭和49)	豪 雨	志雄地方が大豪雨に見舞われ甚大な被害
	火 災	宿、住宅半焼し主婦1名焼死
1976 (昭和51)	豪 雨	志雄地方が大豪雨に見舞われ、道路や水田などに甚大な被害
1977 (昭和52)	火 災	北川尻、船小屋3棟が全焼
1983 (昭和58)	火 災	宿、西照寺庫裏が全焼 (落雷)
1994 (平成6)	火 災	今浜、家屋1棟が全焼、死者1名
2001 (平成13)	雪 害	大豪雪により交通不能になり、被害甚大
	火 災	宿、養鶏場で建物4棟全焼
2002 (平成14)	豪 雨	大豪雨のため床下浸水 (土嚢積み)
2004 (平成16)	火 災	吉野屋地区：住宅1棟が全焼、類焼3棟、死者2名
2005 (平成17)	竜 巻	今浜区及び麦生区で竜巻が発生し、車庫1棟、小屋2棟の倒壊及び家屋の一部 (屋根瓦・窓ガラス等) の損壊15棟、自動車の破損2台
2006 (平成18)	雪 害	大豪雪により住家、納屋などに甚大な被害
2013 (平成25)	豪 雨	大豪雨のため床下浸水 (土嚢積み) 今浜地区 (1棟)、子浦地区 (1棟)
2014 (平成26)	豪 雨	大豪雨のため床下浸水 (土嚢積み) 柳瀬地区 (3棟) 住宅浸水 (杉野屋一帯)
2015 (平成27)	火 災	向瀬地区：山林 (43a) 石川県消防防災ヘリコプター出動
2017 (平成29)	豪 雨	大豪雨のため床下浸水 (土嚢積み) 柳瀬地区 (住居2棟、非住居：車庫2棟、物置1棟)
2021 (令和3)	雪 害	倒木により町道寸断、原地区孤立

(2) 地 震

発生年月日	震源地域 又は名称	マグニ チュード (M)	被 害 概 要
1892. 12. 9 (明治25)	能登南西部 地震	6.4	能登：家屋、土蔵の損壊、11日にも同程度の地震があり、羽咋郡で死者1、全壊2

<p>1993. 2. 7 (平成5)</p>	<p>能登半島沖 地震</p>	<p>6.6</p>	<p>地震の概要：平成5年2月7日、22時27分ごろ能登半島沖でM6.6の地震があり輪島で震度5の強震を記録したほか、金沢、富山、高岡市伏木でも震度4の中震を記録するなど、北陸地方を中心に東北から中国地方の広い範囲で地震を記録した。この地震により、珠洲市を中心に次のような被害が出た。</p> <p>被害状況：負傷者29人、住家全壊1、住家半壊20、一部破損1、非住家14、道路被害142、水道断水2,355など。被害総額約42億円</p>
<p>2000. 6. 7 (平成12)</p>	<p>石川県西方 沖地震</p>	<p>6.2</p>	<p>地震の概要：平成12年6月7日、7時6分ごろ石川県西方沖でM6.2の地震があり、小松市で震度5弱の強震を記録したほか、輪島市、寺井町、美川町、内灘町、能都町などで震度4の中震を記録するなど、石川県を中心に地震を記録した。</p> <p>被害状況：人的被害2人、住家被害3棟、非住家被害29棟（うち公共施設26棟）</p>
<p>2007. 3. 25 (平成19)</p>	<p>能登半島地 震</p>	<p>6.9</p>	<p>地震の概要：平成19年3月25日、9時42分頃、能登半島沖でマグニチュード6.9の地震があり、能登地方を中心に七尾市、輪島市、穴水町で最大震度6強、志賀町、中能登町、能登町で震度6弱、珠洲市で震度5強、羽咋市、かほく市、宝達志水町で震度5弱を観測したほか、加賀地方でも震度4～3を観測した。また、新潟県、富山県で震度5弱を観測したのをはじめ、北陸地方を中心に北海道から中国、四国地方にかけて震度5弱～1を観測した。</p> <p>被害状況：死者1人、負傷者338人、住家全壊686棟、住家半壊1,740棟、一部損壊26,958棟、非住家被害4,477棟など。（平成21年3月17日現在）</p> <p>宝達志水町：震度5弱、家屋被害 半壊3棟、一部損壊26棟</p>

第5節 被害想定

1 地震被害想定

石川県は、平成7年度から3箇年計画で、地震災害を予測するため、県内に大きな地震が発生した場合を想定した「地震被害想定調査」を実施した。町は、この調査の結果を踏まえ、町地域防災計画に反映させ、一層の防災対策を推進する必要がある。

(1) 想定地震の設定

県の実施した「地震被害想定調査」では、大聖寺、加賀平野、邑知潟、能登半島北方沖の4つの地震を想定した。地震の発生環境は、次の観点から整理した。

○過去に発生した地震の震源分布とその規模

○活断層の分布と活動度

○プレートテクトニクスや地質の大構造

各地震は、次のとおり、震源域を断層面とする震源断層モデルを想定した。

また、冬季の夕刻に発生した場合を想定して、県内各地の地盤の揺れの大きさや液状化危険度及び各種の被害、影響を予測した。

ア 大聖寺の地震

1930年（昭和5年）に発生した地震と剣ヶ岳断層を結んだ位置に想定震源断層を設定した。この地域の地震活動は比較的活発で、1952年（昭和27年）には大聖寺沖でやや大きめの地震が発生したことがある。

イ 加賀平野の地震

森本断層と富樫断層を含む延長線に、想定震源断層を設定した。

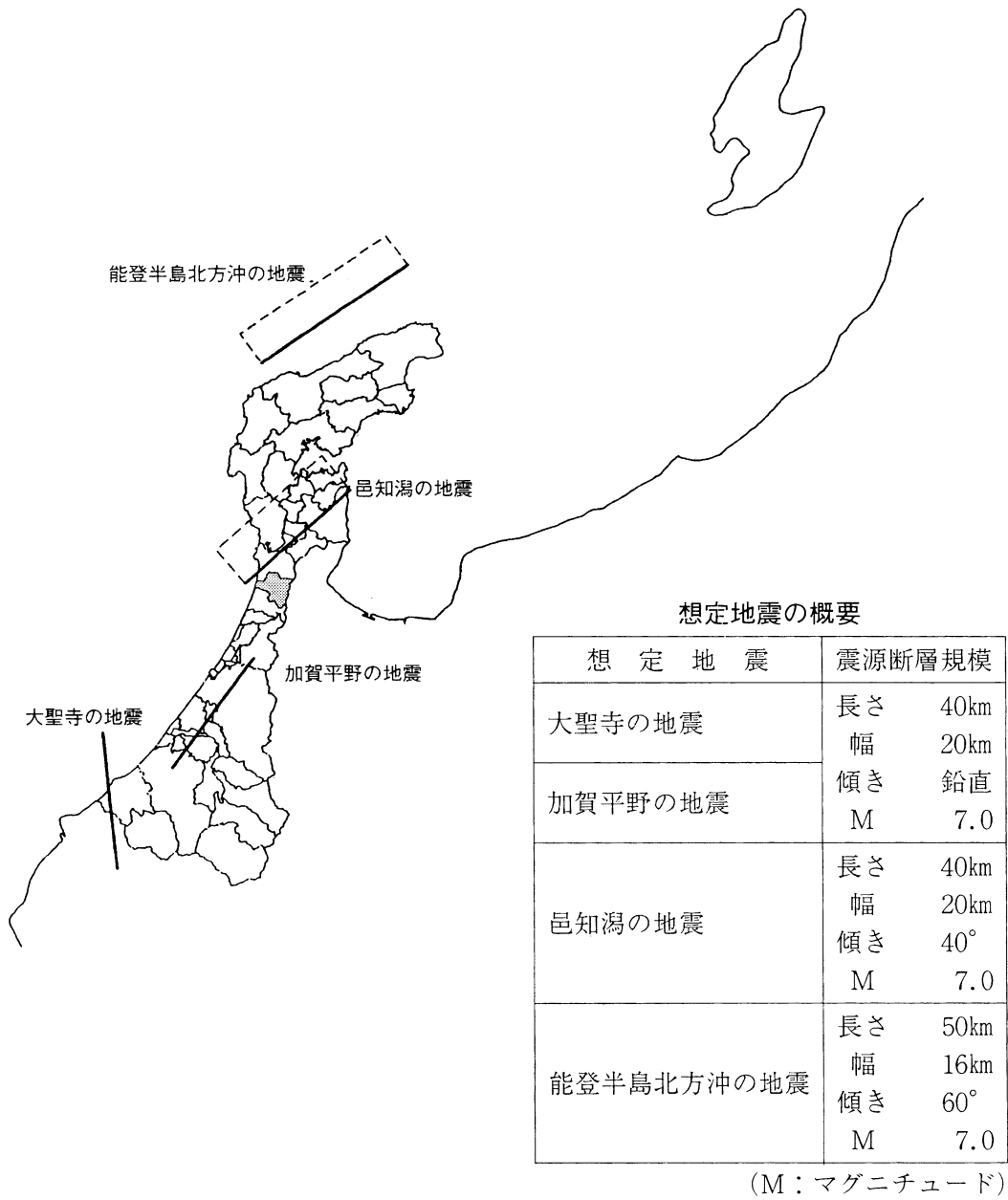
ウ 邑知潟の地震

邑知潟北縁の断層を考慮し、羽咋・七尾を結んだ位置に、想定震源断層を設定した。この地域は、地質の大構造の変換点となっており、志賀町・七尾市付近で被害地震が発生したことがある。

エ 能登半島北方沖の地震

1993年（平成5年）能登半島沖地震及びその余震の震源は、北へ約60°の傾きを持った面上に分布する。1993年の地震の震央と1985年（昭和60年）の7月と10月に発生した地震の震央を結ぶ線は、能登半島北縁の海岸線とほぼ平行になる。この線は、海底地形の急峻部にも相当する。これらに基づき、地震の震央を結んだ線をもとに、想定震源断層を設定した。

想定地震の震源断層の位置及び想定地震の概要



(2) 想定地震による被害想定結果

ア 地震後の時期別の災害対策項目及び被災地域区分の目安

区分	大聖寺の地震	加賀平野の地震	邑知潟の地震	能登半島北方沖の地震	
災害の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・加賀市を中心とし、加賀南部地域付近に影響を及ぼす局所的災害 	<ul style="list-style-type: none"> ・加賀平野に広く影響を及ぼす広域災害である。 ・特に、河北、金沢、加賀南部の各地域に大きな影響を及ぼし、隣接する加賀北部地域にも波及する。 ・能登中部地域の一部でも注意を要する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・邑知潟を中心とし、能登中部地域と周辺地域の一部に大きな影響を及ぼす災害 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごく局地的な災害で、災害度は低い。 	
救命 消火 期	被災中心域	<ul style="list-style-type: none"> ・加賀市 	<ul style="list-style-type: none"> [金沢市・河北地域] ・金沢市、かほく市、津幡町 [加賀南部地域] ・小松市、能美市、白山市 	<ul style="list-style-type: none"> ・七尾市、羽咋市、宝達志水町、中能登町 	<ul style="list-style-type: none"> ・輪島市、珠洲市
	被災地周辺域	<ul style="list-style-type: none"> ・小松市、能美市、白山市 	<ul style="list-style-type: none"> [金沢市・河北地域] ・内灘町、かほく市 [加賀南部地域] ・能美市、加賀市 	<ul style="list-style-type: none"> ・輪島市、かほく市、穴水町、能登町、志賀町、七尾市、津幡町 	<ul style="list-style-type: none"> ・能登町、穴水町
	注意地域		<ul style="list-style-type: none"> ・白山市、野々市町、川北町、中能登町 	<ul style="list-style-type: none"> ・珠洲市、能登町、内灘町、金沢市 	
生活支援期の問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・加賀市・小松市で避難が問題となり、生活支障は加賀南部地域のみならず加賀平野の北部にまで広がる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・邑知潟より北側の地域と白山山麓を除いて避難や生活支障が問題となる。 ・特に避難は重い課題となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・能登中部地域で避難が大きな問題となり、河北地域の大半と能登北部地域の一部にも問題が波及する。 ・生活支障は能登中部地域から周辺地域に広がるが、河北地域で重いことが注目される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・能登北部地域の一部と能登中部地域の一部で避難が問題となる。 ・生活支障は能登半島から金沢市まで広がる。 	
地域間の災害応援	<ul style="list-style-type: none"> ・地震後早い時期から金沢市方面の周辺市町により行われる必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・この地震は広域にわたって甚大な災害をもたらすので、全国規模の災害応援が必要になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地震後早い時期から金沢市、小松市方面の市町などにより行われる必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地震後早い時期から金沢市方面の市町などにより行われる必要がある。 	

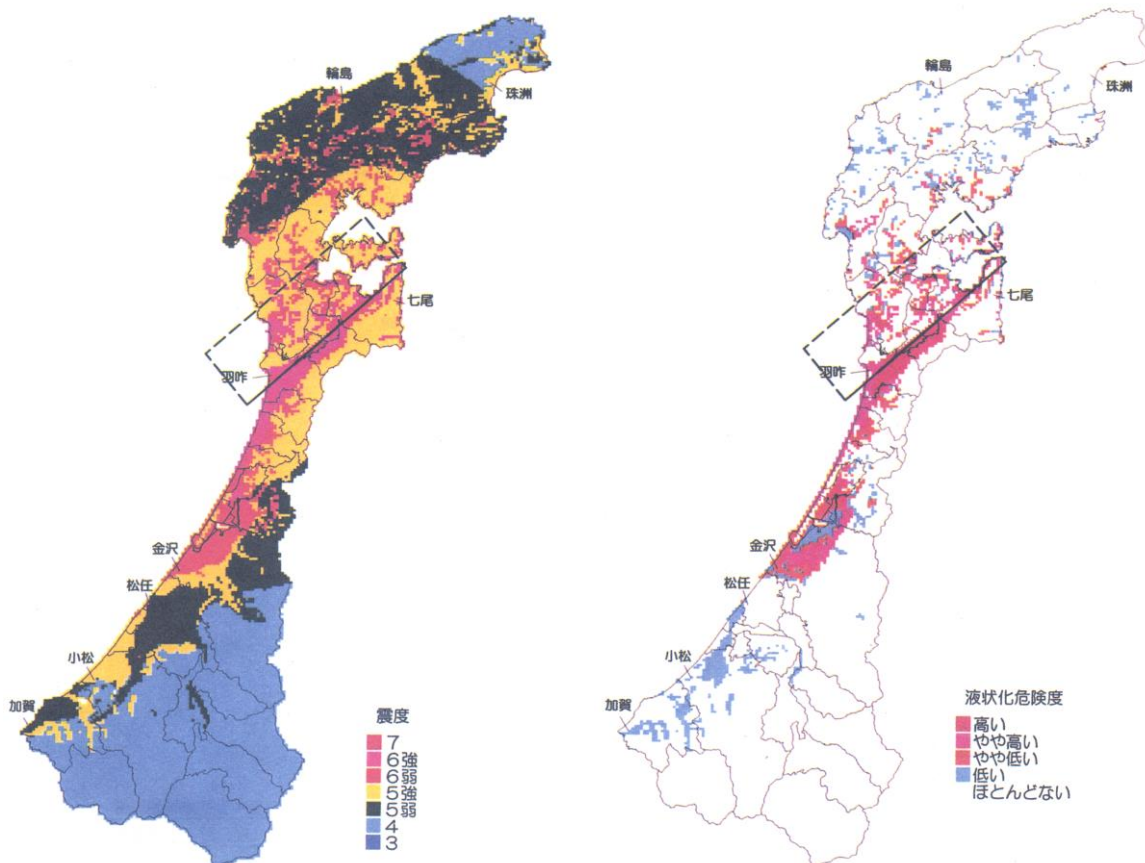
イ 本町で予測される被害

想定地震	建物全壊		炎上 出火 件数	延焼 棟数	死者 数	負傷 者数	要救 出者 数	避難 者数	上水道配水管	
	棟	率 (%)							被害箇所	被害箇所 (km)
大聖寺の地震	0	0.0	0	0	2	1	0	0	97	0.7
加賀平野の地震	21	0.3	1	0	12	85	5	927	503	3.5
邑知潟の地震	240	3.9	8	23	58	245	68	2,367	730	5.3
能登半島北方沖 の地震	0	0.0	0	0	0	0	0	0	74	0.5

※「全壊」には、倒壊建物が含まれる。

ア、イから、本町に最も被害を及ぼす想定地震としては、邑知潟の地震が考えられる。この地震が発生した場合の震度及び液状化危険度は次図のとおりである。

〔邑知潟の地震〕



図から読み取れるように、いずれの想定地震の場合も、震度は町全域にわたって震度6弱以上の揺れとなる。特に、住宅・工場・公共施設・主要交通網の集中する沿岸部において震度6強～6弱の強い揺れが予測されている。

また、液状化危険度は、いずれの想定地震の場合も海岸砂丘地がやや高い危険度を示している。

(3) 地震災害に備える対策

地震被害想定調査で用いた被害の予測式は、過去の地震被害の事例を基にして導き出した経験式であるが、各種の地震被害に大きな影響を与える要素は、第1に地盤の揺れや液状化であり、第2にそれによって引き起こされる建物倒壊被害や火災による被害である。

地震によって生ずる被害をなくすことは現実には不可能であるが、被害をより少なくするには、地盤の揺れによる影響を小さくしたり、建物倒壊数や火災による被害を減らすことが重要である。

その対策として、軟弱地盤の液状化対策により地盤の強度を増やすことや建物の耐震診断、補強工事による耐震化を図ること及び自らの命を守るために家具、器具等の転倒や落下の防止策などを施しておく必要がある。

また、火災に対しては、消防力の強化を図るとともに、延焼遮断帯の形成など地域の不燃化に努める必要がある。さらに、重要なのはいかに早く初期消火を行うかであり、日ごろから、消火用具の準備や自主防災組織の強化など地域ぐるみの防災体制の確立が必要である。

町は、防災関係機関等と連携し、地震被害想定調査結果から地震時の災害をイメージし、具体的な対策をあらかじめ準備、整理しておく必要がある。

別 表

気象庁震度階級解説表（抄）

計測震度	震度階級	人 間	屋内の状況	屋外の状況
0.5	0	人は揺れを感じない。		
	1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。		
1.5	2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	
2.5	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
3.5	4	かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。

4.5	5弱	多くの人が、身の安全を図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生ずることがある。
5.0	5強	非常な恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなる可能性がある。一部の戸が外れる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。
5.5	6弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。
6.0	6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
6.5	7	揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。

2 津波浸水想定

(1) 想定される津波の適切な設定

町は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。

(2) 総合的な津波災害対策のための基本的な考え方

津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

ア 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（レベル2津波）

イ 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（レベル1津波）

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、避難場所（津波避難ビル等を含む。）や避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じる。

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

(3) 津波浸水想定調査

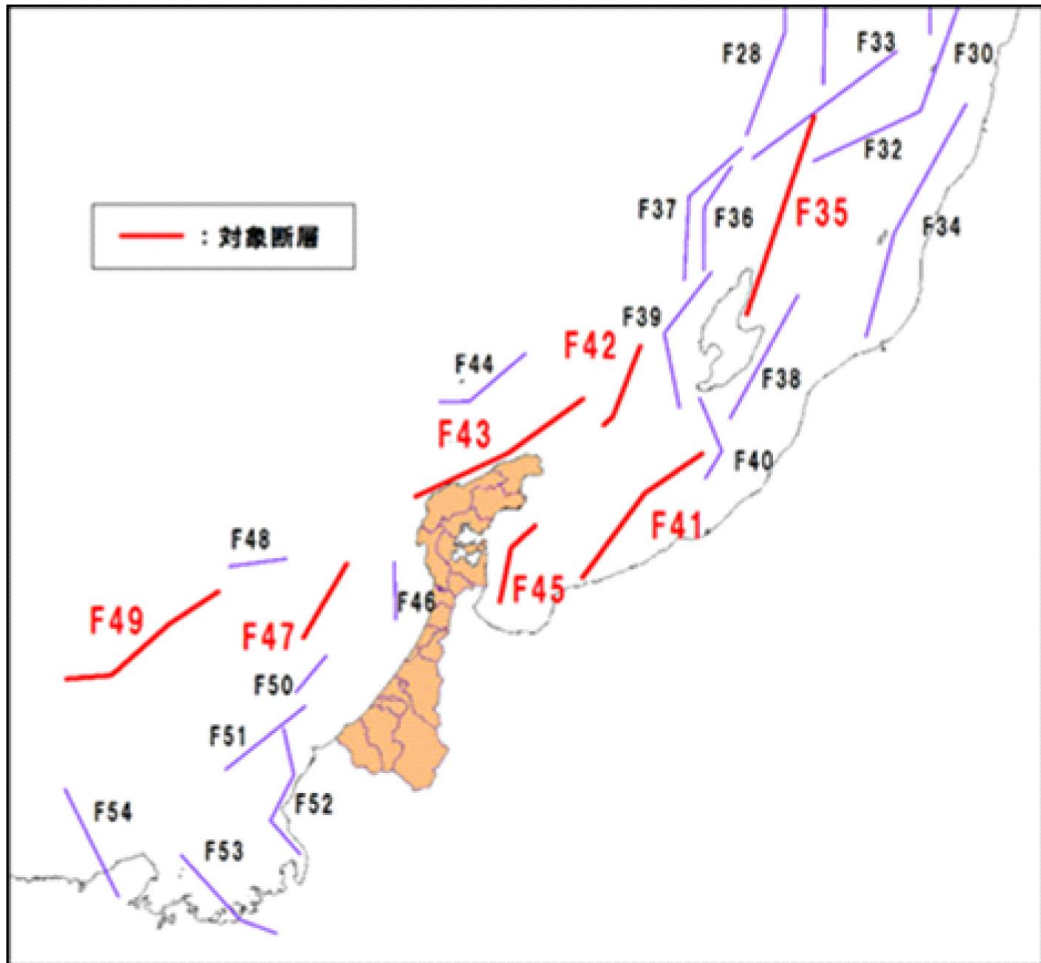
東日本大震災では、大津波の発生により甚大な被害が発生したことから、県では、平成23年度に石川県に影響を与える最大規模の津波を考慮した津波浸水想定を実施した。

その後、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づき、平成26年8月に「日本海における大規模地震に関する調査検討会報告書」により、国から日本海側における統一的な津波断層モデルが示されたことから、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定を設定した。

ア 想定した津波

(ア) 断層位置図

平成28年度津波浸水想定断層位置図（7か所の断層を対象に想定）



(イ) 断層の設定条件（平成28年度津波浸水想定断層）

このうち、本町に最も影響を及ぼすと想定されているのは、F47である。

断層名	地震規模	長さ	幅	平均すべり量
	M	km	km	m
F35	7.58	99.1	19.2	4.59
F41	7.60	85.6	22.7	4.66
F42	7.28	55.8	17.7	3.10
F43	7.57	94.2	19.7	4.50
F45	7.18	42.6	18.3	2.77
F47	7.12	42.5	15.8	2.59
F49	7.39	87.3	14.5	3.56

※平均すべり量：地震により断層がずれ動く距離

イ 津波浸水想定結果の概要

(ア) 浸水面積 (km²)

市町名	平成28年度			(参考) 平成23年度			増 減		
	住居 地域	非住居 地域	計	住居 地域	非住居 地域	計	住居 地域	非住居 地域	計
宝達志水町	—	0.39	0.39	—	0.61	0.61	—	▲0.21	▲0.21

(イ) 最大津波高、最大津波の到達時間、影響開始時間

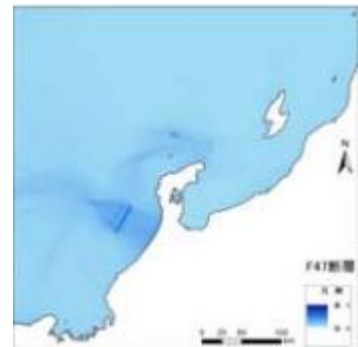
市町名	最大津波高 (m)			最大津波 到達時間 (分)	影響開始 時 間 (分)
	平成28年度	平成23年度	増減	平成28年度	平成28年度
宝達志水町	3.6	4.1	▲0.5	26	23

※影響開始時間は、海岸付近の海域で20cmの海面変動が生じるまでの最短の時間をいう。

(ウ) 津波シミュレーションの概要 (F47の場合)

【F47】

- ・能登半島西方沖で発生した津波は、加賀から能登外浦に伝播し、到達する。
- ・白山市から志賀町にかけて影響が大きく、1.6～3.8m（内灘町白帆台、かほく市白尾）の津波が到達する結果となった。



(4) 津波災害に備える対策

平成28年度に実施した津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定調査では、7か所の断層により発生する津波の重ね合わせの浸水面積は、県全体で47.45km²となった。

上記の津波浸水想定調査の結果を踏まえ、町は県及び防災関係機関と連携し、津波災害に対する予防対策として、住民、防災関係機関及び都市基盤の防災力向上を図るとともに、津波発生後にも迅速に対応できるよう、応急対策を時系列に沿って分類・整理した上で、適時・的確に応急対策を講じる体制を整備する。さらに、被災者の利便に配慮した復旧・復興を目指す。

なお、今回の想定結果を超える事態が発生するおそれがあることにも十分留意し、想定を超える津波にも対応できるよう、十分な備えが必要である。